

平成30年度版

受験生チャレンジ支援貸付事業 貸付金のご案内

申込み締切日を
必ず窓口にご確認ください！

*最終締切日を過ぎた申込みは受け付けられません。

1 概要

受験生チャレンジ支援貸付事業貸付金は、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の子供への支援を目的とした貸付金です。

<貸付金の種類>

○学習塾等受講料貸付金

入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用を貸付けます（家庭教師は対象外）。

○受験料貸付金

高等学校（特別支援学校高等部・高等専門学校を含む）および大学（短期大学・専修学校・各種学校を含む）の受験料を貸付けます。

※貸付対象となる学習塾等、学校（進学希望先含む）には要件があります。

※一人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。ただし、高校入学、大学入学に向けてそれぞれの該当年度内で貸付要件に該当する場合は借入申込みは可能です。

2 申込対象要件

次の(1)～(7)全てに該当し、区市町村窓口において貸付要件に該当すると判断される方。

- (1) 世帯の生計中心者（20歳以上）であること
- (2) 世帯収入（父母等養育者）の総収入または合計所得金額を合算した金額が一定の基準以下であること

収入要件の確認は収入の内容により、以下の2つの方法があります。給与収入と年金収入のみの場合は下記の表①に基づき、総収入が基準額以下であること。また、事業所得や雑所得等がある場合は下記の表②に基づき、合計所得金額が基準額以下であれば対象になります。収入要件は、最新の特別区市町村民税・都民税の課税証明書（以下、課税証明書）で確認をします。ただし、最新の課税証明書が発行される前の4～5月の借入申込みについては、前年度の課税証明書で確認した後、あらためて最新の課税証明書で確認をします。

表① 総収入／給与収入と年金収入（年間）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般	1,797,000円	2,717,000円	3,343,000円	3,864,000円	4,415,000円	4,983,000円
ひとり親	1,797,000円	3,018,000円	3,788,000円	4,415,000円	4,832,000円	5,412,000円

表② 合計所得金額／事業所得等（年間）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般	1,078,000円	1,722,000円	2,160,000円	2,551,000円	2,992,000円	3,446,000円
ひとり親	1,078,000円	1,933,000円	2,850,000円	2,992,000円	3,325,000円	3,789,000円

*世帯人数とは、要支援者（貸付の利用対象の子供）の父母等養育者および18歳（借入申込年度当初時点）未満（借入申込書提出時に就労中の場合は除く）または就学中（翌年度就学を予定していることが確認できる浪人生を含む）の子供の人数を指します。

*賃貸物件に居住の場合は、年額84万円（月額上限7万円）を限度に、家賃支払額を総収入額から控除できる場合があります（営業所得など、給与、年金収入以外の所得がある場合は、家賃減額はできません）。

- (3) 世帯員の預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
- (4) 世帯員が土地・建物を所有していないこと（原則不動産所得がなければ了とします。ただし、現在居住している、または生計を維持するために必要とされる田畑等の所有は、対象となるので窓口にご相談ください）
- (5) 生計中心者および要支援者は都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること（ただし、要支援者については一部例外があります）
- (6) 生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと

※上記の要件を確認するため、課税証明書や住民票、預金通帳などの必要書類を提出（あるいは提示）していただきます。詳細については、お住まいの区市町村窓口にお問い合わせください。

※借入申込書提出までに、借入申込者自身が窓口に来所することが必要です。

3 貸付条件

次のいずれの条件も満たし、貸付審査により返済の見込みがあると判断された方に貸付けを行います。

- (1) 以下の要件を満たす子供を養育していること
- (2) 同一世帯でない連帯保証人（1名）が確保できること（※）
- (3) やむを得ず連帯保証人を準備できない場合については、要支援者を連帯借受人として設定することが可能。ただし条件がありますので、必ず事前に窓口にご相談ください
- (4) 世帯員が他の公的資金（本資金を含む）の借受人や連帯保証人になっている場合、債務の滞納がないこと（詳細についてはご確認ください）

※ただし、今年度申請時点で受験生チャレンジ支援貸付（チャレンジ支援貸付（～平成22年度）を含む）の連帯保証人になっている方は受験生チャレンジ支援貸付金を利用することはできません。

▶外国籍の方には、在留資格等別途要件がありますので、詳しくは区市町村窓口確認ください。

<子供の要件>

- (1) 原則、都内に引き続き1年以上在住していること（住民登録していても、実質居住していない場合は対象外）
- (2) 本人と要支援者は原則同居の同一世帯であること
- (3) 申込日の年度始め（4月1日）に20歳未満であること
- (4) 中学3年生、高校3年生またはこれに準じる者（高校・大学等中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生、編入希望者等）であること

<連帯保証人の要件>

- (1) 本人と同一世帯でなく、かつ申込み時に20歳以上であること
- (2) 収入状況が本事業の収入要件を超えていること
- (3) 住民登録地に居住し、印鑑登録証明書の提出が可能なこと。また、転送不要郵便の受け取りが可能なこと（居住確認のため）
- (4) 今年度申請時点で受験生チャレンジ支援貸付（チャレンジ支援貸付（～平成22年度）を含む）の借受人や連帯保証人になっていないこと（一部例外あり）
- (5) 世帯員が既に他の公的資金の借受人や連帯保証人になっている場合、債務の滞納がないこと
- (6) 本貸付金の連帯保証人になっている方は、本貸付金を利用することはできません
- (7) 生活保護受給者は連帯保証人になることはできません

▶外国籍の方には、在留資格等別途要件がありますので、詳しくは区市町村窓口確認ください。

<連帯借受人について>

連帯保証人を設定するのがどうしても難しい場合は、要支援者を連帯借受人に設定することができますが、条件がありますので必ず事前に窓口にご相談ください

4 貸付資金の内容

学習塾等受講料貸付金

<貸付限度額>

- ・ 中学3年生とそれに準ずるもの 200,000円
- ・ 高校3年生とそれに準ずるもの 200,000円

<貸付の範囲>

要支援者が対象となる年度の4月から受験までの学習塾等（※1）の費用。対象となる学校（※2）を受験するために必要な費用が対象です（詳細は区市町村窓口ご確認ください）。

受験料貸付金

<貸付限度額>

- ・ 中学3年生とそれに準ずるもの 27,400円（上限）
- ・ 高校3年生とそれに準ずるもの 80,000円（上限）

* 1人の子供に対して、借入申込みは1回のみ

<貸付の範囲>

対象となる学校（※2）の受験料

- ・ 中学3年生とそれに準ずるもの
1度の貸付けで4回（校）分の受験料まで貸付可
1回あたりの受験料は23,000円まで

* 受験の機会を1回とします。

- ・ 高校3年生とそれに準ずるもの
回数や1回あたりの上限の定めはありません。

両貸付金共通

<貸付利率>

無利子

<連帯保証人>

1名必要（両資金を利用する場合は同一の連帯保証人でも可）
連帯保証人を設定するのが難しい場合は、条件によっては要支援者を連帯借受人にすることができます。

<据置期間>

原則として、貸付を行った年度末の翌日から6か月以内

<返済（償還）期間>

据置期間経過後5年以内

<その他>

借入申込み額は百円単位（端数が生じる場合は切り捨て）となります。

領収書等（子供の名前、塾名（印）または受験学校名、金額、支払日、内訳明細等が記載されたもの）の提出が、必ず必要になります（領収書は原則原本確認）。本貸付様式の納入証明書（塾代用）をぜひ活用ください。様式は区市町村窓口でお受け取りください。

目的を同じくする他の公的制度を利用している場合、他の公的制度で受けた額以上に資金が必要なときに限り、その差額について申込が可能です。

島嶼地域にお住まいの方は、交通費および宿泊費の貸付も行っていますので、ご相談ください。

※1 学習塾等の要件

- ・ 児童、生徒または学生を対象とし、有償で学力の教授を直接または通信（添削等）で行うもの
- ・ 一定期間以上運営を継続していること
- ・ 家庭教師は対象外

※2 学校の要件

学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校、各種学校（同法第1条、第124条、第134条）（上記以外でも一部対象となる場合があります）

* 中学3年生の場合は、専修学校、各種学校は貸付対象になりません（一部例外あり）